



Title	科学と法におけるシステム論の現代的射程
Author(s)	東, 暁雄
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/33852
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (東 暁雄)	
論文題名	科学と法におけるシステム論の現代的射程
論文内容の要旨 本博士学位申請論文は、序章、「第1部 法システムと法概念」、「第2部 社会構成主義の科学論」、「第3部「信頼」のシステム」、そして終章からなり、本論は「第1部」、「第2部」、「第3部」の3部構成からなる。「第1部」は、「第1章「法」の概念」、「第2章 法化社会とシステムの法理論」、「第3章 対話的合理性と手続的正義」、「第4章 法と正義のコミュニケーション」の4つの章立てからなる。「第2部」は、「第5章 科学観の再検討」、「第6章 科学における社会構成主義」、「第7章 科学と法における思考の構造」、「第8章 リスクと予防原則」の4つの章立てからなる。「第3部」は、「第9章 リスク社会における時間の概念」、「第10章 リスク評価における法と政治」、「第11章 リスク社会における「システム信頼」」の3つの章立てからなる。以下、その概要をまとめる。 序章では、現代社会における科学技術の専門性とは何かという点を考察し、次いで、専門家システムの成立の経緯とそこでの認識の問題を考察することの必要性を指摘した。今日の科学技術に関する諸問題は、不確実な科学的状況下において「法」そのもののあり方をもちが不断に問い直されているとも言える。ではそもそも「科学」と「法」の学知はいかなるものなのであろうか。本論文では、次に「科学」と「法」の構造について考察した。 第1部 法システムと法概念 本論文の「第1部」では主にニクラス・ルーマンのシステム論の視点から法についての考察と分析を行い、法についての倫理的な考察が、従来の法学的な法についての合理性・正当性基準において対等な価値を有しているという点について考察した。 第1章「法」の概念 極めて社会性を帯びた現代的な問題について法的判断が分かれ、かつ既存の法理論で決着がつかないような「難事案」に直面したとき、法は倫理的な水準からの思考を要求される。従来の哲学や倫理学において議論の対象であった賢慮や実践知といった価値規範をどのように法学的領域において再生させるかという論題は、今日においてこそ再考する必要があると考えられる。こうした点を2章以下で考察した。第2章 法化社会とシステムの法理論 ここでの論点は、法化社会における法の射程がいかなる価値によって定式化され得るのかという点である。裁判手続における議論を整理した後、J・ハーバーマスの所説から法化概念の思想的位置づけを整理した。討議に基づいた意思形成の過程に方向づけられた合意の「手続」について整理し、コミュニケーションの行為の要点は「手続的正義」であることを示した。第3章 対話的合理性と手続的正義 ここでの問題の核心は、法規範を規定する価値は実定法たる法律がその手続的諸過程において法的正義が手続的正義として担保されているということである。そうした手続的正義は、法自身への「異議申立て」とそれへの「応答」という法の内在的価値において定式化されるものであると結論づけることができる。第4章 法と正義のコミュニケーション ここではハンス・ケルゼンの法概念を紹介した。ケルゼンの法概念論ではあらゆる法規範の妥当性付与の連鎖の終点に「根本規範」を措定し、「現実的に存在する理念的な形成物としての法」を想定する。ケルゼンは、法を道徳などの価値規範や社会学的な事実性から独立した概念として捉え、科学としての実定法理論を展開した。こうしたケルゼンの法に対する視点は、後述するニクラス・ルーマンの法システム論における法概念においても一定の同質性が見出せるという点において、ケルゼンの法概念論について再考する意義と役割を明示した。 第2部 社会構成主義の科学論 法システムを動態として観察した場合、不確実で作動中の科学の知見は、同じく不確実で作動中の法と「相互作用」しており、ゆえに科学に関する裁判の問題は、「法」の尺度からだけでも「科学」の尺度からだけでも規定することは困難なものである。そうした「科学」と「法」の緊張関係について、以下、両者の関係性について科学哲学的な視点からの考察を行なった。 第5章 科学観の再検討 ここではトーマス・クーンの考え方をさらに推し進めた「社会構成主義(STS)」と言われる考え方を紹介した。こうした考え方は現在の不確実な科学的状況下における法的意思決定の問題点について言及した後、社会構成主義は科学との関わりを考える上で、科学の状況依存性や暫定性といった様々な限定性や不完全性にこそ目	

を向けることが重要であるという点を指摘した。**第6章 科学における社会構成主義** ここでは法とSTSとの学際的親和性に着目し、両者の学際的協働の端緒について考察した。STSは科学技術を社会の「文脈」に位置づけて推進する社会運動的な側面があることは事実であろう。しかし、STSの「政治性」についても目を転じれば、科学技術に起因する現実的な諸問題に対する民主的制御という機能についても考える必要がある。また、司法という場で科学が問題になるのは、科学裁判と言われている高度な科学技術を扱うものに限られず、事実を争うあらゆる訴訟に科学が伏在しているからであると考えられる。そうした裁判例の典型として因果関係をめぐる諸問題について、法と科学の双方の視点から考察した。**第7章 科学と法における思考の構造** ここでは「社会構成主義」という発想それ自体を批判的に検討する。STSは科学技術の振興や制御に対する意思決定や正当化の根拠を、いわゆる「社会的文脈」のなかでの民主的熟議に求めるという特質を指摘できる。こうした場における「対話」や「熟議」自体を外視的視点から評価する視座を担保しなければ、市民が科学技術振興政策の無批判的な正当化に加担してしまう危険性もある。よって、以下ではこうした問題意識から、法的思考様式を摂取することがSTSにおいて原理的に求められるという点を指摘し、併せて、法と科学の親和性がSTSのあり方を批判的に検討するための有効な手段となる点を指摘した。**第8章 リスクと予防原則** ここでは、現代のリスク社会について、ベックの『危険社会』における「リスク社会」という概念について考察した。ベックの議論から、現代社会はリスク社会に対応した「保険社会」として捉えられ、保険社会は社会的な行動を認識するに際しての従来の権利義務規定から、確率論に基づく「標準」を設定することに帰結する。ここでは、人間の世界認識と行為のあり方の連関の土台にある認識論的枠組みの変化に着目し、近代における知と制度の関係性を考察することによって、近代法と現代法の根本的な読み直しを試みた。併せて「予防原則」についての議論では「リスク」の概念も、「事故の発生確率」と「損害規模」の積として限定的に定量化されるという点を指摘し、その限界について言及した。

第3部「信頼」のシステム

本論文では、第1部で「法」を、第2部では「科学」を、いわば独立した位置づけで論じてきた。それは「法」と「科学」の思考様式の異同を意識するという意図に基づくものであったが、そうした乖離感をこの「第3部」の議論において統合する。リスク社会におけるシステム論的考察を行ない、リスクにおける「信頼」概念について考察した。

第9章 リスク社会における時間の概念 リスク社会の問題は、未来が不確定な状況下において、他の者に影響を与えてしまう決定を現実の時点で下さなくてはならないというジレンマのなかに見出すことができる。ここではニクラス・ルーマンの提唱する三つの「次元」についての考察を行なった。第一に、因果関係に代表されるような、ある事実と別の事実の関係が問題になる「事実の次元(事実次元)」、第二に、人々のものの見方の不一致が問題となる「社会性の次元(社会次元)」、第三に、人々が諸々の出来事を時間的に配列するときの位置づけ方自体が問題となる「時間の次元(時間次元)」である。そして今日のリスク社会は、そうした各々の次元での緊張が高まることを意味する。こうした観点から、リスクを議論する制度枠組みをどのようにして構築し、その際に、どのような概念を使用して議論をするべきであるかについての考察を行なった。**第10章 リスク評価における法と政治** ここではリスク社会論の視点からルーマンにおいて「法的なもの」と「政治的なもの」について考察した。特に、法システムと政治システムの「構造的カップリング」として政策過程が存在し、その政策過程に科学技術がどのように関連するかが問題となる。ここでは、ルーマンの社会システム論を理解するための主要概念についての精査を行ない、社会次元についての考察の端緒と位置づける。**第11章 リスク社会における「システム信頼」** ルーマンによる信頼理論に関しては、信頼が果たす社会的機能に着目するという機能的分析がその基礎に位置づけられている点に注視し、信頼の機能的分析において準拠する「複雑性」について言及した。社会的な事象の複雑性を縮減するという機能を果たす社会的メカニズムのひとつがルーマンの理解する「信頼」なのであり、ルーマンの「信頼」の概念は「人格的信頼」から「システム信頼」に分化する。この「システム信頼」は社会システムによる調整を受け、「システム信頼」の概念が今日のリスク社会において、システム論という理論的地平に深く関連づけられたものであるという点を指摘した。

終章

本論文では、科学的に不確実な状況下における法的意思決定のあり方について、従来の科学論から科学における社会構成主義に至る道程を概観することを考察の端緒とした。また同時に法と科学の学知の構造上の異同を比較考察し、現代のリスク社会における法や政治・政策の妥当性の境界をニクラス・ルーマンの「信頼」の概念から再考察を行なった。ルーマンのシステム論の現代的射程は、科学的に不確実なリスク社会における今日においてこそ、その真価が発揮され得るものであり、上位的価値規範が不断に疑義を呈される現代こそ、「実践理性」の今日的あり方を提示するものであると結論づけられる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (東 暁 雄)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 中岡 成文
	副 査 大阪大学 教授 浜渦 辰二
	副 査 大阪大学 准教授 本間 直樹
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 科学と法におけるシステム論の現代的射程

学位申請者 東 暁雄

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	中岡 成文
副査	大阪大学教授	浜渦 辰二
副査	大阪大学准教授	本間 直樹

【論文内容の要旨】

本博士学位申請論文は、序章、第1部「法システムと法概念」、第2部「社会構成主義の科学論」、第3部「「信頼」のシステム」、そして終章からなる。さらに第1部は、「法」の概念、「法化社会とシステムの法理論」、「対話的合理性と手続的正義」、「法と正義のコミュニケーション」の4つの章から、第2部は、「科学観の再検討」、「科学における社会構成主義」、「科学と法における思考の構造」、「リスクと予防原則」の4つの章から、第3部は「リスク社会における時間の概念」、「リスク評価における法と政治」、「リスク社会における「システム信頼」」の3つの章からなる。

序章では、現代社会における科学技術の専門性、および不確実な科学的状況下において「法」そのもののあり方が不断に問い直されていることが指摘される。

第1部では、主にニクラス・ルーマンのシステム論の視点から法を分析し、法についての倫理的な考察が、従来の法学的な法についての合理性・正当性基準の考察と対等な価値を有していると議論する。いわゆる難事案に直面したとき、法は賢慮や実践知といった倫理的な水準からの思考を要求されることから、それは知られる。他方、現代の法化社会における討議に基づいた合意の手続について考察され、手続的正義は法自身への「異議申立て」とそれへの「応答」という法の内在的価値において定式化されることが指摘される。続いて、科学としての実定法理論を展開したハンス・ケルゼンの法概念とニクラス・ルーマンの法システム論における法の概念とを対比しつつ、両者の一定の同質性が指摘される。

第2部では、不確実で作動中の科学の知見は、同じ性格をもつ法のそれと「相互作用」しているという観点のもと、科学と法の緊張関係について科学哲学的に考察され、科学における社会構成主義的理論と法学的見地が学際的協働を行いうることが指摘されるとともに、科学技術に起因する社会的問題に対する民主的制御について議論される。ただし、社会構成主義の見地自体も批判的検討にさらされ、民主的熟議を外的視点から評価する必要性が説かれる。次に一転して、ベックなどによる現代のリスク社会概念が考察され、そこにおける認識論的枠組みの変化に着目して近代法と現代法の根本的な読み直しが試みられ、併せて予防原則について議論される。

第3部では、第1部と第2部を統合する意図のもと、リスク論における「信頼」概念を中心に、リスク社会のシステム論的考察が行なわれる。リスク社会の問題に時間的次元があることを指摘した後、リスクを議論する制

度枠組みを構築する際に適切な概念の使用について考察される。ルーマンにおける法システムと政治システムの「構造的カップリング」としての政策過程と、そこにおける科学技術の位置が検討され、そのさい「システム信頼」が今日のリスク社会において果たす役割が指摘される。

終章では、科学的に不確実な状況下における法的意思決定のあり方、法と科学の学知の構造上の異同、現代のリスク社会における法や政治・政策の妥当性の境界などについて総括的な考察が行われ、上位の価値規範が不断に疑義を呈される現代における「実践理性」のあり方が提言される。

【論文審査の結果の要旨】

本論文の特色は、法理学(法哲学)から出発して、法社会学、科学技術社会論(STS)、科学哲学など関連諸領域の多彩な知見を経由しつつ「倫理学」へと架橋し、「法理学は倫理学を尊重すべき」と断言する、独自の焦点と広い目配りをもった学際性にある。この場合、各領域の研究史と現況を踏まえて、どこまで学際的「発見」を説得力あるものとできるかが注目される。申請者は、法と行為との関係は社会の立場から捉えられるべきものだというデュルケムらの従前からの指摘(法の臨界の問題)にも力を得つつ、またハーバーマースらに刺激されて手続き論を中心として対話性を尊重する機運が近年の法学において高まっていることも顧慮しながら、法学という専門の内側と外側の双方向から、法の「自律性」を社会的実践に向けて切り開き、脱構築していく(ルーマンのシステム論的概念装置が理論的基軸)。もともと合法／不法の二分法そのものを法システム自身が正当化できない(前提するしかない)ことは明らかであった。そこで法が社会的現実と明確に接続する「具体的妥当性」を担保しようとする場合、法は言語の意味内容を明らかにしようとする(分析法理学的アプローチ)か、社会的統制として法を観察する(記述的社会学的アプローチ)のが常であったが、申請者は法システムも科学システムもそれぞれの「閉鎖性」をもち、互いにブラックボックスとして対立するというシステム論的事実を新たな参照点として据える。

もともと、議論の過程で依拠したルーマンやハーバーマースらの理論に盲従するのではなく、たとえばハーバーマースの対話的合理性の立場の一面性への疑問を突きつけたかと思えば、返す刀で「手続きのシステム化」という現象に見られるシステム論的陥穽に対しても批判を忘れない。それに加えて、博士予備論文以降の申請者の進境として注目すべきことは、科学技術社会論や科学哲学について明確な視点を示せるようになったことである。それによって、法理学と科学技術社会論との共通性を踏まえつつも、後者の「コミュニケーション」能力についての疑問を投げかけることが可能になり、さらには科学と法(ないし政策)とのかい離に触れて、現代の環境倫理ないし世代間倫理の一大トピックである「予防原則」の問題に、リスク社会論の観点から総合的な診断と方針を提示しえている。

他方において、ルーマンのシステム論を基軸に据えながら、その基本概念の理解について若干の異論を差し挟む余地があること、それ以外の関連諸理論の把握についても小さな誤解が積み重なって論理が飛躍している箇所が散見されること、現代社会の幅広い理論的・実践的問題に向けられる申請者の関心が、その表現と記述のレベルにおいてややばらついた印象を与える箇所があること、臨床哲学という特色ある専門分野に在籍しながら、臨床哲学についてはごくわずかな言及にとどまることなど、今後の申請者の研究の進展と深まりに期待すべき不十分な点も残っていることを指摘しなければならない。

とはいえ、倫理学・臨床哲学と法学(それぞれ関連諸領域を含む)との理論的協働に向けて第一歩を踏み出した申請者の業績は決して小さなものではなく、その各方面に対する刺激も期待できる。よって、本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。